

## 指定自動車整備事業者が実施する封印取付け作業に係る遵守事項

1. 封印取付け作業を行う者は、甲種受託者と当振興会が取り交わした確認書及び甲種封印受託者に提出した確約書の各項目を熟知し、厳守すること。
2. 当該封印取付け作業を行う指定自動車整備事業場（以下「事業場」という。）の代表者（以下「代表者」という。）は、封印取付け責任者（以下「封印責任者」という。）を選定し、その業務に対する確かな指導を行うとともに、封印取扱いの意義等の認識について周知徹底を図ること。
3. 封印責任者は、封印に関する法令及び通達等に精通し、違反のないよう業務を遂行すること。
4. 封印受領書は、甲種封印受託者と当振興会とが定めたものを使用すること。
5. 封印、自動車登録番号標及び封印取付け台帳の保管に当たって代表者及び封印責任者は、紛失、盗難、損傷等の恐れが生じないように施錠できる場所に保管管理すること。
6. 封印取付け作業の実施に当たって代表者又は封印責任者は、自動車検査証に記載された車台番号及び登録番号が、現車の車台番号及び登録番号と同一であることを確認した後でなければ、施封の指示をしないこと。
7. 封印取付け作業の実施に当たっては、甲種封印受託者に対し届け出た所在地の事業場以外の場所で封印取付け作業を行わないこと。
8. 封印責任者は、施封後速やかに封印取付け台帳へ記載すること。また、代表者は、その実態を把握すること。  
なお、台帳の記載に当たっては、「封印取付け者氏名」欄に、施封責任者又は補助者名（フルネーム）を記入すること。
9. 整備のために取り外した封印について確実に回収するとともに、封印に打損等が発生した場合、代表者は速やかにその旨を甲種封印受託者に報告し、指示を受けること。
10. 中古新規車に関する譲渡証明書（写）整備のために取り外した封印の取付けに関する整備依頼の書面、取り外した状況を示す写真（車台番号の拓本又は写真をとっている場合は当該拓本または写真を含む。）封印受領書（控）及び封印取付け台帳は、2年6ヶ月間保存すること。
11. 事業場は、届け出した氏名又は名称、指定番号、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに当該振興会に届け出ること。
12. 乙種受託者又は丙種受託者に係る封印取付け作業も併せて実施している事業場では、これらに係る封印と絶対に混用又は流用しないこと。

以上